規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月二十四日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人国民生活センター」を削り、同局財務検査第二課の事務分掌事項欄中「会計検査院、人事院、宮内庁」を「人事院、内閣府の沖縄の振興及び開発に係る経理」に改め、「公正取引委員会」の下に「、消費者庁」を、「独立行政法人国立印刷局」の下に「、独立行政法人国民生活センター」を加え、同局司法検査課の事務分掌事項欄中「裁判所」の下に「、会計検査院」を加え、同局総務検査課の事務分掌事項欄中「復興庁」を「内閣府地方創生推進事務局、復興庁」に改め、同表第三局国土交通検査第三課の事務分掌事項欄中「（他の課の所掌に属する分を除く。）及び」を「、」に改め、「独立行政法人水資源機構」の下に「及び日本下水道事業団」を加え、同局国土交通検査第四課の事務分掌事項欄中「国土交通省道路局」を「国土交通省都市局及び道路局並びに一般財団法人民間都市開発推進機構」に改め、同局環境検査課の事務分掌事項欄中「国土交通省都市局及び水管理・国土保全局下水道部」を削り、「、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、日本下水道事業団並びに一般財団法人民間都市開発推進機構」を「及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改め、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄を次のように改める。

文部科学省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人教員研修センター、独立行政法人国立美術館、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務

別表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄を次のように改める。

文部科学省高等教育局、科学技術・学術政策局及び研究振興局、日本学士院、科学技術・学術政策研究所、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人大学入試センター、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）別表第一に掲げる国立大学法人及び同法別表第二に掲げる大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構並びに国立研究開発法人日本医療研究開発機構の検査に関する事務

別表第四局上席調査官（文部科学担当）の事務分掌事項欄中「国立研究開発法人物質・材料研究機構」を「文部科学省研究開発局、国立研究開発法人物質・材料研究機構」に改め、同表の備考五を備考六とし、備考四の次に次のように加える。

五　国の会計経理の検査に関する事務を分掌している課（財務検査第一課を除く。）については、当該国の会計経理の検査に関し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。